

国保だより

手続きはお早めに！

～国保の加入脱退は
14日以内に届出を～

会社等に就職した方や退職された方で国民健康保険に加入・脱退する方については14日以内に手続きをしなければなりません。

届出が遅れると、保険税が一度に課税されたり、社会保険等と二重払いしてしまうことになりますので、早めに届出をしましょう。

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
加入する場合	他の市町村から転入したとき	他の市町村からの転出証明書・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき (扶養から外れたとき)	健康保険をやめた証明書(※1)・印鑑 (資格喪失連絡票など)
	子どもが生まれたとき	出生を証明するもの・印鑑
脱退する場合	他の市町村に転出するとき(※2)	国保の保険証・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき(※2)	国保と職場の保険証・印鑑
	加入者が亡くなったとき	国保の保険証・印鑑
その他	町内で住所が変わったとき 世帯や氏名が変わったとき	国保の保険証・印鑑
	保険証を失くしたとき	身分を証明するもの・印鑑
	就学等のため転出する場合	国保の保険証・在学証明書・印鑑

(※1)平成29年11月13日から、マイナンバーの利用開始に伴う情報連携の本格運用開始に伴い、添付書類等の省略が可能となりました。しかしながら、確認に時間を要する場合もあるため、引き続き添付書類の提出をお願いいたします。(※2)転出や健康保険に加入した場合、転居等の場合は、全員分の保険証をお持ちください。

○問合せ 町民課国保年金係 ☎2113

年金だより

国民年金保険料は口座振替が便利でお得です。

口座振替にすれば指定の口座から毎月自動的に保険料が引き落とされ納め忘れありません。

(原則、納付対象月の翌月末)

さらに、口座振替による1年前納、2年前納や早割(当月保険料の当月末引落)などを利用することにより保険料の割引を受けることができます。手続きは、口座のある金融機関で「国民年金保険料口座振替納付申出書」に必要事項を記入して、金融機関等届出印を押印の上、お申し込みください。

受け取る年金額が増える付加保険料の納付もおすすめです。

毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金と合わせて付加年金を受け取れます。付加年金額(年額)は、「付加保険料納付月数×200円」で計算します。

申告と納税は期限内に！

平成29年分確定申告書等の提出期限及び納付期限は次のとおりで、提出期限と納付期限は同じです。所得税等・個人消費税等の納税は口座振替が便利です。振替納税利用の場合には納付日が1月程度延びますので資金調達に余裕ができます。

確定申告の種類	提出及び納付期限	振替納税利用の納付日
所得税及び復興特別所得税	平成30年3月15日(木)	平成30年4月20日(金)
個人消費税及び地方消費税	平成30年4月2日(月)	平成30年4月25日(水)
贈与税	平成30年3月15日(木)	利用できません。